

**労働省 2020 年 3 月 23 日付「労働者の電話番号に関する更新の要請」に関する通達について**

2020 年 3 月 25 日

One Asia Lawyers カンボジア事務所  
(JBL Mekong Co., Ltd / Mar & Associates)

日本法弁護士 村上 暢昭

同 吉田 重規

労働省本年 3 月 23 日付通達 9 号が発せられましたので、以下、内容を共有させていただきます。

**1. 労働者／従業員に対して**

- ・ 2020 年 3 月 26 日までに、自らが働いている会社、工場、企業及びホテルの総務担当者に対して、書面で自らの電話番号を共有しなければならない。
- ・ 2020 年 3 月、4 月及び 5 月の間、当該総務担当者に対して、電話番号を共有し続け、6 月以降は、電話番号の変更があった場合には、直ちに総務担当者に通知しなければならない。
- ・ 2020 年 3 月 26 日までに電話番号を共有できないことによって生じる不利益は、当該労働者自身が責任を負うものとする。

**2. 会社、工場、企業及びホテルのオーナー、取締役又は総務部長に対して**

- ・ 総務担当者及び会計担当者に会社、工場、企業及び、ホテルの労働者／従業員の電話番号の情報更新を命じなければならない。
- ・ NSSF（国家社会保障基金）の月次申告書に各労働者／従業員の電話番号欄を増やして、労働者／従業員の名簿を作成しなければならない。
- ・ 2020 年 3 月 24 日から同月 26 日までに、必ず、名簿をエクセルファイルで作成して [info@nea.gov.kh](mailto:info@nea.gov.kh) にメールで送信し、原本の全ページに押印したものを会社等の所在地に応じて、労働省又は労働局労働監督部に送付しなければならない。
- ・ 労働者／従業員の電話番号の情報更新を行わなかった会社、工場、企業及びホテルのオーナー、取締役又は総務部長は、労働法に基づいて、労働監督官によって罰金を科せられ、かつ、同法に基づいてその他の罰則の対象となるものとする。

本レターには、クメール語の通達及び CAMFEBA による英訳文を添付させていただきますので、ご参照下さい。

現在、弊所でも労働省への問い合わせを行っておりますが、締切が 3 月 26 日までと設定されており、時間がございませんので、皆様でも早急に内容をご確認の上、適切に手続をお取り頂きますようお願い致します。

以 上

---

One Asia Lawyers」は、日本及びASEAN 各国+南アジアの法に関するアドバイスを、シームレスに、一つのワン・ファームとして、ワン・ストップで提供するために設立された日本で最初のASEAN+南アジア法務特化型の法律事務所です。

当事務所メンバーは、日本および ASEAN 各国+南アジアの法律実務に精通した専門家で構成されています。日本および ASEAN 各国+南アジアにオフィス・メンバーファームを構えることにより、日本を含めた各オフィスから ASEAN 各国+南アジアの法律を一括して提供できる体制を整えることに注力しております。本記事に関するご照会は以下までお願い致します。

[nobuaki.murakami@oneasia.legal](mailto:nobuaki.murakami@oneasia.legal)

[shigeki.yoshida@oneasia.legal](mailto:shigeki.yoshida@oneasia.legal)